

[提出書類一覧]

■測量、建設コンサルタント等(市内業者用…市内に主たる営業所を有する者)

| 順位 | 書類名                           | 説明   |
|----|-------------------------------|--|
| 1  | 田辺市入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>■別紙様式あり</li> <li>■国土交通省様式又は和歌山県様式でも可</li> </ul>   |
| 2  | 登録証明書の写し                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■測量を希望する者は、「測量法(昭和24年法律第188号)」による測量業者の登録を受けていることを証する証明書の写し</li> <li>■建築工事の設計・監理を希望する者は、「建築士法(昭和25年法律第202号)」による建築士事務所の登録を受けていることを証する証明書の写し</li> <li>■建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント業務を希望する者で、各登録規程(建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程)に基づく登録を受けている場合は、登録していることを証する証明書の写し</li> </ul>  |
| 3  | 測量・建設コンサルタント等の登録及び業務実績一覧表     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■別紙様式あり【指定様式】</li> <li>■国土交通省様式の「業態調書」による提出は不可</li> </ul>   |
| 4  | 経営規模総括表                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■別紙様式あり</li> <li>■実績、自己資本、常勤職員の人数、技術職員、資格者の人数のわかるものであれば可(国土交通省に提出した書類の写し等でも可)</li> </ul>  |
| 5  | 測量等実績調書                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■別紙様式あり(国交省様式等でも可)</li> </ul>   |
| 6  | 技術者経歴書                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■別紙様式あり(国交省様式等でも可)</li> </ul>   |
| 7  | 技術者の有する資格書等の写し                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■上記「技術者経歴書」に記載された技術者全員分を提出すること</li> <li>■資格書等の写しの添付が必要な資格については次のとおり           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記4「経営規模総括表」の「・有資格者数(人)」に記載されている資格</li> <li>2. 地籍調査に関する資格(地籍主任調査員、地籍調査管理技術者等)</li> </ol> </li> </ul>  |
| 8  | 技術者の常勤性が確認できる書面の写し            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ</li> </ul>   |
| 9  | 営業所一覧表                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■国土交通省又は和歌山県様式で可</li> </ul>   |
| 10 | 直前1年の事業年度における財務諸表の写し          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書の写しを添付すること</li> </ul>  |
| 11 | 納税証明書(市税完納証明書)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■法人の場合は、法人市民税・固定資産税・償却資産税・軽自動車税等、すべての市税に未納がない旨の証明</li> <li>■個人の場合は、市県民税・固定資産税・償却資産税・軽自動車税・国民健康保険税等、すべての市税に未納がない旨の証明</li> <li>■田辺市役所納税推進室で発行</li> <li>■写し可</li> <li>■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る。</li> <li>■田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等が必要です。</li> <li>■金融機関窓口等で最近納付した市税がある場合は、その際の領収書を完納証明申請時に持参してください。(金融機関等で納付した場合、市役所で反映されるまで多少の時間を要することがあるためです。)</li> </ul> |
| 12 | 【※注】納税証明書(税務署発行分)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■法人の場合は、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明</li> <li>■個人の場合は、その3の2「申告所得税」及び「復興特別所得税」並びに「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明</li> <li>■田辺税務署で発行</li> <li>■写し可</li> <li>■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る</li> <li>■様式「その3」は不可。「その3の3」又は「その3の2」に限る。</li> </ul>   |

|    |                                |   |
|----|--------------------------------|---|
| 13 | 消費税課税事業者届出書又は課税期間分の消費税確定申告書の写し | ■税務署に提出した左記書類の写しを提出すること<br>■消費税免税事業者にあっては、消費税法でいう基準年度の損益計算書又は確定申告書の写し   |
| 14 | 使用印鑑届                          | ■別紙様式あり<br>■原本とする(写し不可)   |
| 15 | 印鑑証明書                          | ■写し可<br>■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る   |
| 16 | 登記簿謄本又は身分証明書                   | ■法人の場合は登記簿謄本を提出すること<br>■個人の場合は身分証明書(本籍地の市町村役場で発行)を提出すること<br>■写し可<br>■申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る<br>■田辺市では身分証明書を取得する際、本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード(個人番号カード)等が必要です。 |
| 17 | ISO9000シリーズの認証登録証の写し           | ■該当ない場合は提出不要  |
| 18 | ISO14000シリーズの認証登録証の写し          | ■該当ない場合は提出不要  |
| 19 | エコアクション21の認証登録証の写し             | ■該当ない場合は提出不要  |

【以下、測量での登録を希望する者のみ提出】

|    |                                      |   |
|----|--------------------------------------|---|
| 20 | 障害者雇用状況調べ                            | ■別紙様式あり<br>■該当ない場合は提出不要   |
|    | 障害者手帳の写し                             | ■氏名と等級がわかる部分を添付すること   |
|    | 上記に該当する者の常勤性が確認できる書面の写し              | ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ<br>■「6. 技術者経歴書」記載の者と重複する場合は省略可 |
| 21 | 消防団員雇用状況調書                           | ■別紙様式あり<br>※在団確認は市で行いますので、在団証明等は添付不要<br>■該当ない場合は提出不要                                    |
|    | 上記に該当する者の常勤性が確認できる書面の写し              | ■健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ<br>■「6. 技術者経歴書」記載の者と重複する場合は省略可 |
| 22 | 企業年金制度又は退職金一時金制度を導入している場合は、証明する書面の写し | ■該当ない場合は提出不要  |

【※注】平成28年1月から、国税の納税証明書交付請求時の本人確認方法が変更になっています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/henkou.htm>

※ 納税証明書(税務署発行の「その3の2」又は「その3の3」)は、電子納税証明書(電子ファイル)での提出も可能です。

電子納税証明書(電子ファイル)で提出される場合は、データを保存したCDを提出してください。(記録媒体は、CDでのみ受付可能です。他の媒体(フロッピーディスク、MO、USBメモリ等)や電子メールでは受付できませんので、ご注意ください。)

申請書を持参される場合は、受付後にCDを返却します。

申請書を郵送される場合でCDの返却を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。